

## 明石市はたちのつどい2024警備業務委託仕様書

明石市（以下「委託者」という。）が委託する明石市はたちのつどい2024警備業務委託（以下「委託業務」という。）の仕様を次のとおりとする。

委託業務受託者（以下「受託者」という。）は、開催に係る事故を未然に防止するとともに、来場者等の安全を確保するため、次の委託業務を行う。

### 1 履行期間

契約締結の翌日から令和6年2月29日まで

### 2 委託業務

- (1) 警備計画書の策定に関する事。策定に当たっては、警察との協議を十分に行うとともに、委託者と協議のうえ策定するものとする。
- (2) 警備計画に基づく警備員教育に関する事。
- (3) 警備計画に基づく警備の実施に関する事。
- (4) 警備に関する会議への出席及び警備実施報告に関する事。

### 3 警備実施日時

- (1) 令和6年1月7日（日）午後6時から1月8日（月）午前8時まで（以下「前日」という。）
- (2) 令和6年1月8日（月）午前8時から午後4時30分まで（以下「当日」という。）

### 4 警備員

- (1) 受託者は、以下(ア)(イ)に従って、1ポストにつき1名以上の警備員を配置すること。なお、警備区及び警備員配置地点については、別紙「警備区域図」及び「警備員配置図（以下「配置図」という。）1～7」にて定めるが、警察との協議を経て、変更または追加された場合には対応するとともに、突発事案発生時等は、警備区外であっても適切な警備を行うこと。

(ア) 前日（「配置図1」参照）

警備場所	配置時間	配置ポスト数
市役所駐車場周辺	18:00～7:00	1ポスト
	7:00～8:00	2ポスト

(イ) 当日（「配置図2～7」参照）

警備場所	配置時間	配置ポスト数
警備本部(市民会館前)	8:00～16:30	4ポスト
遊撃隊(本部付)	8:00～16:30	4ポスト
第1動哨隊	8:00～16:30	5ポスト
第2動哨隊	8:00～16:30	3ポスト
第1警備区(市民会館前)	8:00～16:30	6ポスト
第2警備区(市役所駐車場)	8:00～16:30	2ポスト
第3警備区(市民会館南側)	8:00～16:30	3ポスト
第4警備区(勤労福社会館周辺)	8:00～16:30	6ポスト
第5警備区(降車場周辺)	8:00～16:30	1ポスト
第6警備区(国道28号周辺)	8:00～16:30	12ポスト
第7警備区(中崎遊園地内)	第2動哨隊にて警備 (第7警備区常駐は0ポスト)	
計		46ポスト

第1部式典参加者の一斉退場完了後、特異事項がなければ約1時間程度、警備体制を9ポストに縮小する予定であるが、有事の際には上記の体制を整えられるようにすること。

- (2) 警備員は、警備法上の警備員教育を受講した者で構成すること。
- (3) 警備本部を含む各警備区及び遊撃隊・各動哨隊(以下「各警備区等」という。)には隊長を1名設け、警備業務中は腕章等の隊長と判断できるものを着用すること。
- (4) 交通誘導警備業務2級以上の者及び雑踏警備業務2級以上の者を、各警備区等に1名以上配置すること。
- (5) 受託者は、委託者が指定した期日までに「警備員名簿」を作成し、委託者に提出すること。また、警備員名簿は、各警備区等の隊長と、上記(4)に記載の資格保有者が確認できる仕様にすること。
- (6) 警備員は、受託者が用意した、名札や制服等の警備員と判断できるものを着用し、警備業務に従事すること。

## 5 安全対策用資器材等の設置、保護及び撤収

受託者の警備員は、以下(1)～(3)のとおり、委託者が準備した資器材の設置、保護及び撤収作業を行うこと。なお、資器材の設置は、当日8:00～8:40の間に実施し、撤収は、交通規制解除後(当日16:00予定)、速やかに行うものとする。

- (1) 車両通行止資器材

別紙「交通規制等予定図」に記載の「① 勤労福祉会館前 車両通行止地点」「② 市民会館前 車両通行止地点」「③ 中崎公会堂前 車両通行止地点」にて、カラーコーン、バリケード、看板等の車両通行止資器材の設置、保護及び撤収を行う。資器材は、あらかじめ①～③の各地点付近に集積されているものを警備員にて設置し、撤収時は元あった場所に返却すること。なお、資器材の数量及び設置、撤収方法の詳細については、委託者と受託者による協議の中で、別途指示するものとする。

## (2) 右折車線規制用資材

別紙「交通規制等予定図」に記載の「④ 勤労福祉会館 右折車線規制帯」にカラーコーン、看板等の右折車線規制用資器材の設置、保護及び撤去を行う。資器材は、あらかじめ④の地点付近に集積されているものを警備員にて設置し、撤収時は元あった場所に返却すること。なお、資器材の数量及び設置、撤収方法の詳細については、委託者と受託者による協議の中で、別途指示するものとする。

## (3) カラーコーン等その他安全対策用資器材

別途、安全対策用資器材の設置が必要と判断した場合は、委託者と受託者により協議を行ったうえで、警備員により設置及び撤去を行う。

## 6 交通規制区域内の車両管理

交通規制区域内に所在する住居・事業所等が保有する車両の管理を行うとともに、必要に応じて規制区域外に駐車場所等を確保すること。なお、その費用は受託者の負担とする。

## 7 来場者用降車場の借上げ費用

別紙「警備区域図」に記載する「降車場」について、借上げ費用の50,000円を受託者にて負担すること。

## 8 警備実施内容

受託者は、以下(1)(2)のとおり警備を行うこと。ただし、警備実施内容は、委託者及び警察との協議を経て、変更または追加される場合がある。

### (1) 前日（「配置図1」参照）

- ・ 資器材の保護及び無断使用の防止
- ・ 部外者の進入及び一般車両の駐停車の防止
- ・ 駐車場内への関係車両の誘導（1月8日（月）午前7時から8時までの間）

(2) 当日

① 警備本部

- ・ 警備担当区域の統括・指揮
- ・ 委託者、関係機関との連絡調整

② 遊撃隊(本部付)

- ・ 警備区からの応援要請や不測の事態への対応

③ 動哨隊

- ・ 以下④及び配置図2～7にて指示するとおり、時間の経過に応じて、複数の警備区にわたって警備を行う

④ 第1～6警備区

ア 警備区共通警備実施内容

- ・ 来場者等の安全確保及び誘導
- ・ 来場者の入退場誘導
- ・ 来場者等の雑踏事故の防止
- ・ 資器材の設置、保護及び撤収
- ・ 立入禁止区域内への進入阻止及び進入者の排除
- ・ 酒類や、刃物等の危険物の他、来場者の迷惑となるおそれがあるもの(横断幕・のぼり旗等、拡声器・楽器等、火気・臭気・煙等を伴うもの、その他委託者が不適切と認めるもの)を所持する者に対する、会場周辺へそれらを持ち込めない旨の説明
- ・ 場内設備の保護及び無断使用の阻止
- ・ 交通規制区域への車両進入阻止(緊急車両除く)及び迂回の指示
- ・ 送迎車両等の誘導、駐車場所の指示、駐車禁止・移動等の指示
- ・ 路線バスや緊急車両の通行確保

イ 警備区別警備実施内容(市民会館入場時)

第1警備区

担当警備員 (「配置図2」参照)	警備実施内容
1 警①～③	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入場経路の進行誘導</li><li>・ 階段付近における転倒事故の防止</li><li>・ 来場者の滞留防止</li></ul>
1 警④～⑥	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会場入口への進行誘導</li><li>・ 階段付近における転倒事故の防止</li><li>・ 来場者の滞留防止</li></ul>

### 第2警備区

担当警備員 (「配置図2」参照)	警備実施内容
2警①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場内への進入阻止(トイレ経路以外)</li> <li>・ 会場入口への進行誘導</li> <li>・ 来場者の滞留防止</li> </ul>
2警②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場2階及び市役所2階への進入阻止</li> </ul>

### 第3警備区

担当警備員 (「配置図3」参照)	警備実施内容
3警①・②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入禁止区域への進入阻止</li> </ul>
3警③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係車両の誘導(緊急車両・警察車両等)</li> <li>・ 交通規制区域内へのバイク等の進入阻止</li> </ul>
1動⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制開始時刻まで違法駐車防止</li> </ul>

### 第4警備区

担当警備員 (「配置図3」参照)	警備実施内容
4警①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右折車線規制帯の監視</li> </ul>
4警②～④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断者の安全管理及び交通規制の実施</li> </ul>
4警⑤・⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般車両に対する迂回誘導</li> <li>・ 降車場の案内</li> </ul>
2動①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒類・危険物等、持込禁止物を携行する来場者に対して、持ち込めない旨の説明</li> <li>・ 状況に応じて遊撃隊へ支援要請</li> </ul>

### 第5警備区

担当警備員 (「配置図3」参照)	警備実施内容
5警①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降車場における車両の安全誘導</li> </ul>
2動②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降車場から会場へ向かう来場者の安全誘導</li> </ul>

### 第6警備区

担当警備員 (「配置図3」参照)	警備実施内容
6 警①・②	・ 横断者の安全管理
6 警③・④	・ 送り車両に対して降車場への誘導 ・ 車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止
6 警⑤・⑥	・ 横断者の安全管理
6 警⑦・⑧	・ 横断者の安全管理及び交通規制
6 警⑨・⑪	・ 車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止
6 警⑩	・ 車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止 ・ 臨時駐車場ゲートの開閉
6 警⑫	・ 交通規制の実施
1 動①・②	・ 車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止
1 動③・④	・ 酒類・危険物等、持込禁止物を携行している来場者に対して、持ち込めない旨の説明 ・ 状況に応じて遊撃隊へ支援要請

### 第7警備区

担当警備員 (「配置図3」参照)	警備実施内容
2 動③	・ 送り車両が来た場合の安全誘導

### ウ 警備区別警備実施内容(式典開始後から退場まで)

#### 第1警備区

担当警備員 (「配置図4」参照)	警備実施内容
1 警①～⑥	・ 帰路広報及び階段付近における転倒事故の防止 ・ 来場者の滞留防止 ・ 市役所本庁舎前道路への移動誘導
1 動①～⑤	・ 帰路広報及び市役所前道路への移動誘導 ・ 推進帯による退場誘導(必要に応じて)

### 第2警備区

担当警備員 (「配置図4」参照)	警備実施内容
2警①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場内への進入阻止(トイレ経路以外)</li> <li>・ 来場者の滞留防止</li> </ul>
2警②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場2階及び市役所2階への進入阻止</li> </ul>

### 第3警備区

担当警備員 (「配置図5」参照)	警備実施内容
3警①・②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰路案内及び立入禁止区域への進入阻止</li> </ul>
3警③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係車両の誘導(緊急車両・警察車両等)</li> <li>・ 交通規制区域内へのバイク等の進入阻止</li> </ul>

### 第4警備区

担当警備員 (「配置図5」参照)	警備実施内容
4警①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右折車線規制帯の監視</li> </ul>
4警②～④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断者の安全管理及び来場者の誘導</li> </ul>
4警⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般車両に対する迂回誘導</li> </ul>
4警⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般車両に対する迂回誘導</li> </ul>
2動①～③	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来場者の誘導</li> </ul>

### 第5警備区

担当警備員 (「配置図5」参照)	警備実施内容
5警①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 迎え車両への案内・誘導及び迷惑行為の防止</li> </ul>

### 第6警備区

担当警備員 (「配置図5」参照)	警備実施内容
6警①・②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断者の安全管理</li> </ul>
6警③ 6警④	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止</li> <li>・ 迎え車両に対する降車場の案内・誘導</li> </ul>
6警⑤・⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断者の安全管理</li> </ul>
6警⑦・⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断者の安全管理及び交通規制</li> </ul>

6 警⑨～⑪	・ 車両の駐停車及び来場者の乱横断阻止
6 警⑫	・ 交通規制の実施

エ 雨天等により市役所駐車場を開放した場合(配置図 6 参照)

- ・ 第 1 警備区警備員 2 名(「1 警⑤・⑥」)が、第 2 警備区及び第 3 警備区と連携を取りながら、駐車場内での混雑緩和・転倒事故等の防止を図る。その他警備員は、晴天時と同じ配置及び警備内容を担当する。

オ 荒天時、交通規制解除後も来場者が多数残留した場合(配置図 7 参照)

#### 第 1 警備区

担当警備員 (「配置図 7」参照)	警備実施内容
1 警①～⑥	・ 迎え車両の案内・誘導

#### 第 2 警備区

担当警備員 (「配置図 7」参照)	警備実施内容
2 警①・②	・ 迎え車両の案内・誘導

#### 第 3 警備区

担当警備員 (「配置図 7」参照)	警備実施内容
3 警①・②	・ 立入禁止区域への進入阻止
3 警③	・ 車両の誘導
1 動①～⑤	・ 迎え車両の案内・誘導

#### 第 4 警備区

担当警備員 (「配置図 7」参照)	警備実施内容
4 警①～⑥	・ 横断者の安全管理

#### 第 5 警備区

担当警備員 (「配置図 7」参照)	警備実施内容
5 警①	・ 降車場における迎え車両の案内・誘導
2 動①～③	



## 第6警備区

担当警備員 (「配置図7」参照)	警備実施内容
6警①～⑫	・ 式典終了時と同じ配置及び警備内容

### 9 必要物品等

#### (1) 無線機

以下2点の条件を満たす様式及び数量の無線機を、受託者にて準備すること

- ① 警備本部と各警備区等の隊長間で通信ができる
- ② 各警備区等の隊長と、その隊長が属する各警備区及び部隊の全警備員間にて通信ができる

#### (2) 拡声器

雑踏警備に従事する警備員は、必ず携行すること

#### (3) その他

その他警備に必要な装備、資器材は受託者が準備すること

ただし、前記5「交通規制用資器材等の設置、保護及び撤収」に係る資器材及び前記6-(2)-④-ウ「第1警備区」の「推進帯による退場誘導」に係る資器材については委託者が準備するものとする。

### 10 警備に関する会議

受託者は、明石警察署事前協議(令和5年10月下旬)及び警備等に関する会議(令和5年11月及び令和6年2月)に出席すること。

### 11 警備計画書

受託者は、警備計画書(案)を委託者が指示する期日までに提出するとともに、前記10の各会議等における協議内容を反映した警備計画書の最終稿を、委託者が指示する期日までに委託者に提出すること。

また、受託者は、各会議等の出席時に、警備計画及び結果の説明を行うこと。

### 12 警備実施報告

受託者は、前日及び当日の警備実施結果について、委託者が指示する期日までに書面をもって委託者に報告すること。なお、警備実施結果の報告項目については、少なくとも以下の項目を必要とする。

- ・ 警備員の従事時間及び従事人数の実績
- ・ 前日および当日の警備状況報告(各警備区等の写真を時系列に沿って添付する

こと)

- ・ 降車場の混雑状況報告
- ・ 総括

### 13 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

### 14 その他

- ・ 式典の趣旨、当日のタイムスケジュール等については、別紙「明石市はたちのつどい2024開催概要(案)」を参照のこと。
- ・ 交通規制の区域及び時間については、今後の警察との協議により決定するため変更になる場合がある。
- ・ 本仕様に定めのない事項又は本仕様の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、誠意をもって委託者と受託者において協議のうえ取り決め、円滑な業務遂行を図るものとする。